

仕様書

1 件名

屋久島町国内向け観光誘客プロモーション業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

3 業務の目的

国内市場において、観光誘客プロモーションを実施することにより、世界自然遺産登録から 30 年が過ぎ、次の時代に向けて進む屋久島の魅力を発信し、誘客促進及び関係人口の拡大を図り観光事業者をはじめとする町内事業者の経営安定に資することを目的とする。

4 業務の内容

屋久島町（以下「本町」という。）の魅力を効果的に発信し、認知度向上および誘客促進を図るため、次の業務を実施すること。

（1）本町観光情報の発信

旅行地としての認知度向上、海・川・里・山の魅力発信や誘客に資するような旅マエ観光情報の発信を実施すること。情報発信において、屋久島町公式 YouTube チャンネルに掲載している屋久島町観光 P R 動画（A Fulfilling Journey・世界自然遺産登録 30 周年記念映像又はやくしまじかん）を利用して差し支えない。

①対象地域

対象地域は、首都圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）、愛知県、静岡県、関西圏（大阪府、京都府、兵庫県）、福岡県、鹿児島県とすること。

②ターゲット

男女問わず、20 歳代から 60 歳代までの幅広い層をターゲットとするが、令和 4 年度から実施している観光動態調査の結果から、特に女性に強く訴求する内容とすること。

③情報発信の媒体

情報発信は WEB 媒体を原則とするが、他に高い効果が期待される情報発信手法がある場合は当該手法を提案すること。また、インプレッション数やリーチ数等について目標設定及び根拠を示すこと。

④情報発信の時期

令和 8 年 1 月上旬までに情報発信を開始すること。

（2）リアルイベントの開催

令和 8 年 3 月までに首都圏において、本町の魅力を直接的に消費者へ P R するためのリアルイベント（土日を含む 2 日間以上）を開催すること。イベント実施にあたっては、本町において観光業（屋久島公認ガイド）や農林水産業などに従事する事業者がイベント参加者と直接交流できる仕組みを取り入れること。

またイベント内容や実施場所等、費用対効果を十分に考慮したうえで選定し、効果的な誘客に繋がる P R 手法を提案することとし、集客目標数を設定すること。

(3) その他

提案限度額の範囲内において、本事業に有効となる取り組みがある場合は、当該取り組みも提案すること。

5 実績報告

(1) 実績報告書の作成・提出

業務委託の終了後、業務委託の内容を記録し、効果を検証した報告書を作成し、紙媒体2部及び電子記録媒体を屋久島町に提出すること。

(2) 提出先

〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20
屋久島町観光まちづくり課 観光推進係 宛て

6 完了検査

業務委託の完了検査は、実績報告書により行う。

7 業務の履行その他特記事項

- (1) 業務委託の履行に際し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、本町の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、本町にその損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 業務委託に関する協議等のため受託者が要する費用は、すべて受託者負担とする。
- (3) 受託者は、業務委託の処理を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、書面により本町の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 受託者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (5) 受託者は、委託事業を実施するにあたって知り得た企業情報等について、守秘義務を遵守すること。
- (6) 受託者は、事故や業務上の課題などが発生した場合には、速やかに本町に報告すること。
- (7) 受託者は、業務委託に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。
- (8) 受託者は、業務委託の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- (9) 業務委託について、この仕様書に記載されていない事項および疑義が生じた場合は、本町と受託者で協議の上、決定する。
- (10) 業務委託に係る内容は、本町と受託者との調整の中で変更する場合がある。それに伴う仕様の変更等については、協議の上で決定することとする。
- (11) 業務委託の遂行にあたり、発生した事故等については受託者の責任において対処することとし、生じた損害については、原則として受託者が負担するものとする。
- (12) 受託者は、業務委託を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、本町の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は業務委託以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。